

令和2年2月から

## 改正のポイント

### 湯沢市議会傍聴規則を改正しました

市議会では、開かれた議会を目指し、より傍聴しやすい環境づくりを行うために傍聴手続きを改正しました。主な改正内容は次のとおりです。

#### (1) 傍聴手続きの簡素化（第3条関係）

- ・一般傍聴券、団体傍聴券、報道機関等の傍聴証の区別を廃止し、傍聴証として統一しました。
- ・個人情報保護の観点から傍聴券への住所、氏名、年齢の記入を廃止しました。
- ・入場の際の傍聴券等の提示を廃止しました。

#### (2) 定員の修正、傍聴人が多いときの規定を追加（第5条関係）

- ・車椅子席2人分を追加し定員を32人に修正しました。
- ・傍聴人が多いときは、議長は可能な限り傍聴できるように努めるものとする規定を追加しました。

#### (3) 傍聴席に入ることができない者の見直し（第7条関係）

- ・社会情勢の変化に合わせた表現に変更しました。
- ・児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができないとする規定を廃止しました。

#### (4) 傍聴人の守るべき事項の見直し（第8条関係）

- ・社会情勢の変化に合わせ文言を見直し、わかりやすい表現に変更しました。
- ・「携帯電話等音声を発生する機器は、電源を切る、又は音を発しないようにすること。」の規定を追加しました。

#### (5) 写真、動画等の撮影及び録音等に関する見直し（第9条関係）

- ・写真、動画等の撮影、録音についてはこれまで原則禁止としてきましたが、あらかじめ許可を必要とする規定に変更しました。